

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3145号)

令和7年1月27日

横情審答申第3145号

令和7年1月27日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年8月10日教人児第604号による次の諮問について、別紙のとおり答申
します。

「体罰審査委員会審査結果について（通知）」の一部開示決定に対
する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「体罰審査委員会審査結果について（通知）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和4年6月8日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

横浜市立学校体罰審査委員会（以下「体罰審査委員会」という。）の審査対象となった教諭の氏名は、開示すると、当該教諭が識別されることとなり、その結果、体罰を受けた被害児童その他関係する児童が識別されるため、同号に該当する。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 非開示とした部分があまりにも多く、旧条例の適用を誤っていると考え。特に処分決定のプロセスに不明な点が多く、個人情報を除く部分の開示を求める。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2

項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 体罰審査委員会に係る事務について

横浜市では、体罰の認定に関して公正を期するため、教育委員会事務局内に体罰審査委員会を置いている。体罰審査委員会は、校長から提出された体罰に関する報告書に基づき、教職員の行為が体罰に該当するか否かを審査し、その結果を通知する。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、横浜市立特定小学校で発生した体罰と思われる事案についての体罰審査委員会の審査結果の通知であり、「体罰審査委員会審査結果について（通知）」と題する送付文及び「体罰事実の認定について」と題する文書から成る。

「体罰事実の認定について」は、当該事案が体罰に当たるか否かに係る体罰審査委員会の判断を記載した文書であって、体罰を行ったとされる教諭の氏名等が記載されており、実施機関は、そのうち当該教諭の氏名を旧条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。

(4) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、開示しないことができる旨を規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除く旨を規定している。

イ 体罰に係る被害児童の個人に関する情報は保護されなければならない、被害児童が特定されないよう慎重に配慮する必要があるところ、本件においては、体

罰を行ったとされる教諭の氏名を開示すると、地域住民、学校関係者等が入手可能な情報と照合することにより、被害児童を特定することができるものと認められる。

したがって、当該氏名は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(5) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和4年8月10日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和6年8月20日 (第448回第二部会)	・審議
令和6年9月17日 (第449回第二部会)	・審議
令和6年12月23日 (第452回第二部会)	・審議